

## 妊婦エントリーネットワークへの登録について

剣淵町では、平成29年4月1日より「妊婦エントリーネットワーク制度（妊婦事前登録者情報届出）」を実施することになりました。

この制度は、妊婦さんが、かかりつけ医療機関名や母体などの情報を事前に届出することにより、その情報を消防署に提供できます。妊婦に緊急事態が発生し救急車を利用する場合に、119番通報・かかりつけ医療機関との連絡に要する時間の短縮により、出産の不安軽減を図ることができます。

町内に住所のある方の他、里帰りで剣淵町に居住している妊婦さんも対象となりますので、希望される方は健康福祉課保健グループに届出をしてください。



## 剣淵町不妊治療費助成事業について

剣淵町では一般不妊治療（タイミング法・人工授精）および特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている方に、費用の一部を助成します。

### 【対象者】

不妊症と診断されその治療を受けている方で、

- 1.夫婦いずれも町内に住所を有している方
- 2.法律上の婚姻をしている方
- 3.北海道が指定した医療機関で治療した方
- 4.夫婦いずれも町税および使用料などの滞納のない方

### 【助成額】

#### ○一般不妊治療

治療を受けた年度ごとに、10万円を上限に助成します。  
通算5年間を限度とします。

#### ○特定不妊治療（H29年4月以降の特定不妊治療実施分が対象になります）

1回の治療につき15万円を上限に助成します。助成回数は、妻の治療開始時の年齢が40歳未満である時は通算6回まで、40歳以上43歳未満である時は通算3回までです。特定不妊治療のうち、男性不妊治療は上記のほか1回

15万円を上限に助成します。ただし、「北海道特定不妊治療費助成事業」の助成対象者は、その助成額を差し引いた額のうち15万円を上限として助成します。

申請に必要な書類は各々異なる場合がありますので、健康福祉課保健グループにお問い合わせ下さい。

#### ◇届出・お問い合わせ先

剣淵町健康福祉課保健グループ

電話34-3955

